



令和8年度 粕屋町公示第 64号

## 公示送達書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

令和8年6月12日

福岡県糟屋郡粕屋町長

箱田 彰



当該書類は、当町において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

送達すべき書類の名称

令和8年度固定資産税納税通知書

金子 りさ

